

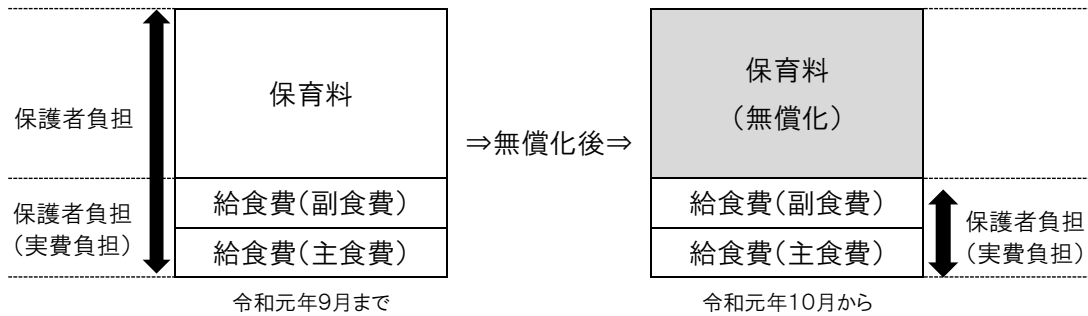
無償化後の給食費(主食費および副食費)について

食事をするための給食費(食材料費)については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、認可保育所などを利用する保護者も、自宅で子育てを行う保護者と同様にその費用(給食費)を負担することが原則となります。

令和元年10月1日より保育料が無償化となりますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくこととなりますので、ご理解のほどお願いいたします。(認定区分ごとの詳細は下記のとおり)

1号認定子ども(教育利用・3～5歳の子ども)

◆ 無償化後も引き続き、給食費(主食費・副食費)は実費負担となります。



2号認定子ども(保育利用・3～5歳の子ども)

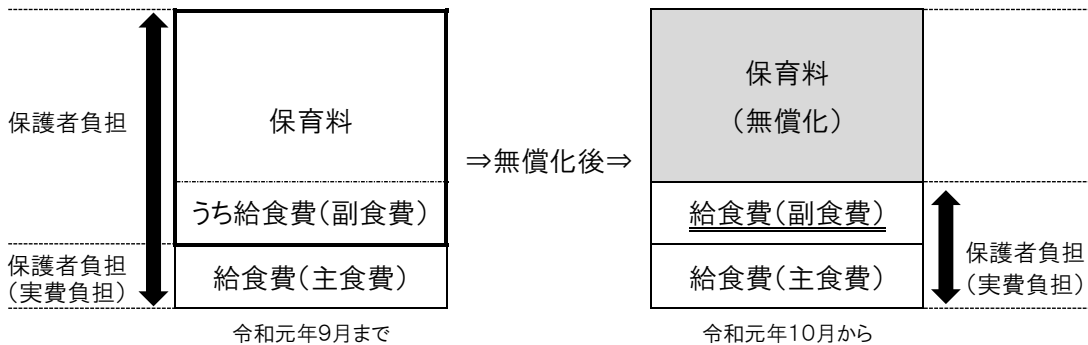
◆ 給食費(副食費)は、保育料の一部としての負担から実費負担に変わります。

現在、2号認定子ども(保育利用・3～5歳)の給食費分は、

○主食費(お米など)は直接、施設に支払い(または現物持参)により負担

○副食費(おかず)は保育料の一部として施設に保育料を支払うことで負担いただいております。

令和元年10月1日からの無償化に伴い、今後は主食費と副食費の給食費をまとめて施設にお支払いいただくこととなります。



3号認定子ども(保育利用・0～2歳の子ども)

◆ 無償化後も引き続き、保育料の一部としての負担となります。(新たな実費負担はありません。)

副食費の免除について

◆ 年収360万円未満相当世帯と第3子以降の子どもについては、副食費が免除されます。

⇒改めて行っていただく手続きはありません。(免除対象者へ9月中にお知らせします。)

給食費の金額・支払い方法について

◆ 給食費の金額や支払い方法は施設ごとに異なります。各施設にお問い合わせください。